

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年十二月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年六月五日奈良県指令郡土第四一―六号

平成二十七年八月二十六日奈良県指令郡土第四一―六一号

平成二十七年十月二十二日奈良県指令郡土第四一―六一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年十月二十七日郡土第五〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年十月二十七日郡土第一七四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市辻町六八八番一〇、六八八番一一、九八九番二〇、九八九番二二及び九八九

番二三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区島之内二丁目六番一六号 第二右田ビル二階

株式会社G&c.o 代表取締役 山本多久男

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 生駒市辻町九八九番二三